

(一般就労への定着支援の強化)

- 一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。

→ 「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

● 就労移行支援体制加算の見直し

就労定着実績	[現行]	[見直し後]
5%以上15%未満	21単位/日	41単位/日
15%以上25%未満	48単位/日	68単位/日
25%以上35%未満	82単位/日	102単位/日
35%以上45%未満	126単位/日	146単位/日
45%以上	189単位/日	209単位/日

(一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化)

- 就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う。

● 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

(平成24年10月施行)

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定
 [過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

(職場実習等の評価)

- 職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。

● 移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 41単位/日

* 現行の施設外就労加算は、移行準備支援体制加算(Ⅱ)に名称変更。

(2) 就労継続支援A型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

● 重度者支援体制加算(Ⅱ)【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

[利用定員が20人以下]	28単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	25単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	24単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	23単位/日
[利用定員が81人以上]	22単位/日

● 重度者支援体制加算(Ⅲ)【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援A型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定(平成27年3月31日までの経過措置)。

[利用定員が20人以下]	14単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	13単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	12単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	12単位/日
[利用定員が81人以上]	11単位/日

* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算(Ⅰ)に名称変更。

(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化)

- 雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

● 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し(平成24年10月施行)

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合]

所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

* 短時間利用者とは、週20時間未満の利用者。

(3) 就労継続支援B型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%以上の算定要件を25%以上に緩和した区分を設け、現行の加算単位の1/2相当を算定する。なお、旧法指定施設から移行した事業所で重度者を5%以上受け入れているものは、平成24年3月31日まで現行の加算単位と同じ単位を算定できるとされているが、新たに平成27年3月31日まで、現行の加算単位の1/4相当を算定できる経過措置を設ける。

● 重度者支援体制加算(Ⅱ)【新設】

障害基礎年金1級受給者が利用者の25%以上50%未満の場合に算定。

[利用定員が20人以下]	28単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	25単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	24単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	23単位/日
[利用定員が81人以上]	22単位/日

● 重度者支援体制加算(Ⅲ)【新設】

旧法指定施設から移行した指定就労継続支援B型事業所において、障害基礎年金1級受給者が利用者の5%以上25%未満の場合に算定(平成27年3月31日までの経過措置)。

[利用定員が20人以下]	14単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	13単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	12単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	12単位/日
[利用定員が81人以上]	11単位/日

* 現行の重度者支援体制加算は、重度者支援体制加算(Ⅰ)に名称変更。

(目標工賃達成加算の拡充)

- 工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、工賃向上のための非常勤職員配置や営業活動等を可能とする程度に、目標工賃達成加算の加算単位を引き上げる。

● 目標工賃達成加算の見直し

	[現行]	[見直し後]
目標工賃達成加算(Ⅰ)	26単位/日	49単位/日
目標工賃達成加算(Ⅱ)	10単位/日	22単位/日

7. 障害児支援(含:18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応)

(1) 障害児通所支援

(共通的事項)

- 現行の障害児通園施設や児童デイサービス事業所が新体系に円滑に移行できるように、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、障害特性へのきめ細かな配慮を行いつつ様々な障害を受け入れることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に、報酬上評価する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
- 個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から、基本報酬の見直しを行う。

(児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合))

- 重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、重症心身障害児(者)への適切な支援を提供する観点から、通常の児童発達支援とは別に、主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の人員基準等を設けるとともに、生活介護等の障害福祉サービスと一体的に実施できるようにすることとし、生活介護等の障害福祉サービスについては、現行の補助単価を踏まえて設定する。

● 重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行に係る生活介護の報酬の経過措置

重症心身障害児（若）通園事業から移行した医療型を含む児童発達支援事業所（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）が一体的に生活介護を行う場合にあっては、当該通園事業を利用していた18歳以上の者であって障害程度区分の認定を受けていないものについては、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬を算定する。

○ 当該事業の実施に当たっては、現行の通園事業の小規模な実態に配慮し、通常の児童発達支援が定員10人以上であるのに対して、定員5人以上で可とする可とする可とされていることから、小規模な利用に応じた定員5人ごとの報酬区分を設ける。

○ 現行の重症心身障害児（若）通園事業は、補助対象となる規模等の要件を定め、事業の安定的な運営ができるように、一定額の補助を行ってきたが、一方で定員超過が認められないなど弾力的な運用が困難な仕組みとなっていたことから、報酬の設定に当たっては、サービスの利用実態を踏まえ、1日当たりの報酬を設定するとともに、一定の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れることを可能とするなど、日払いの利点を活かせるようにする。

(放課後等デイサービス)

○ 放課後等デイサービスについては、放課後と夏休み等の学校の休業日では、通常、サービスの提供時間が異なることから、現行の児童デイサービスI型及びII型の水準を基本に、放課後や学校の休業日の場合の利用実態を踏まえ、報酬を設定する。

○ 学校と自宅の通学は、通学バスの運行や就学奨励費の対象となるなど、教育の責任により実施することが基本であるが、学校と事業所間の送迎については、特に定めがなく、双方の取り決めの中で実施されてきたところであるが、放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、この取扱いを明確にすることとし、一定の条件の下で、学校と事業所との間の送迎を行った場合を報酬上評価する。

(保育所等訪問支援)

○ 保育所等訪問支援については、訪問支援の内容が直接支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する技術的指導の要素も大きいことや、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価する仕組みとする。報酬単位は、訪問支

援員の人件費（賃金）と訪問先までの旅費について、一般の国庫補助事業で使用している単価や自治体における他の訪問による事業の実態を参考に設定する。

○ 利用者1人に対して訪問する実施形態を想定しているため、同一日に複数の障害児に訪問支援を提供する場合には、1日に支援した人数に応じて基本報酬を設定する。

→「障害児通所支援に係る報酬について」(別紙4)参照

(2) 障害児入所支援

(共通的事項)

○ 現行の障害児入所施設が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。

○ 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、従来の障害種別の施設と同等の支援の水準を確保しつつ、また、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保されるよう、障害種別に応じた報酬を設定する。

○ 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などの義務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。

○ 児童養護施設で実践している取組を踏まえ、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、報酬上評価する。

○ 18歳以上の障害児施設入所者は、平成24年4月1日以降も引き続き必要サービスが受けられることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定に当たっての特例措置を設けることとしている。この特例措置の対象となる障害福祉サービスの指定基準を満たさない場合の報酬については、一定期間、現行の障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬単位との関係を踏まえて設定する。

●本特例措置の対象となる場合の報酬については、一定期間、福祉型障害児

入所給付費（仮称）の報酬単位を、生活介護と施設入所支援とで一定割合で按分して算定する。

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。

→「障害児入所支援に係る報酬について」（別紙5）参照

(3) 療養介護

(重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たった際の経過措置)

- 18歳以上の重症心身障害児施設入所者に対する障害福祉サービスとして想定される療養介護の報酬体系は、障害程度区分の判定や人員体制、定員規模によって報酬単位が細かく設定されているが、現行の重症心身障害児施設の報酬単位は、原則、一律のものとなっていることを踏まえ、以下の経過措置を講ずる。

- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の附則に基づき、移行に当たり本人が申し出ることによって障害程度区分判定等を省略して支給決定することとされていることを踏まえ、療養介護の報酬の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮せず、人員体制のみを基準としてサービス費区分を適用する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

- ・ 重症心身障害児施設においては、施設の状態に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算する。

- ・ なお、これらの経過措置として適用する報酬単位には、障害程度区分の要件は考慮されていないことを踏まえ、現行の重症心身障害児施設の報酬単位を上限とする。

●経過的療養介護サービス費（Ⅰ）（仮称）【新設】

利用定員が40人以下	867単位/日
利用定員が41人以上60人以下	867単位/日
利用定員が61人以上80人以下	861単位/日
利用定員が81人以上	850単位/日

●人員配置体制加算（仮称）【新設】

[1. 7：1以上の人員配置の場合]

(経過的療養介護サービス費（Ⅰ）（仮称）に加算)

利用定員が61人以上80人以下	6単位/日
利用定員が81人以上	17単位/日

[2. 5：1以上の人員配置の場合]

(療養介護サービス費（Ⅱ）に加算)

利用定員が40人以下	170単位/日
利用定員が41人以上60人以下	200単位/日
利用定員が61人以上80人以下	224単位/日
利用定員が81人以上	237単位/日

- ・ これ以外の人員体制が薄い施設の場合にはその体制に応じたサービス費が算定されることとなるが、療養介護への移行に伴い収入が大きく変動することを緩和し、人員体制を手厚くする等の対応を行うための経過期間を設ける観点から、一定の配慮をした報酬単位数を平成24年中に限り算定できることとする。

●経過的療養介護サービス費（Ⅱ）（仮称）【新設】

586単位/日

- ・ また、各事業所の判断で柔軟な事業運営ができるよう、療養介護のサービス費区分の適用に当たっては、施設単位が病棟単位かを選択できるようなにする。なお、病棟単位とする場合であっても、定員区分の適用は施設単位で行う。

(第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たった際の経過措置)

- 第一種自閉症児施設又は肢体不自由児施設から療養介護への移行に当たっては、療養介護サービス費（Ⅴ）を算定する。

第3 終わりに

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行った。

- その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、

改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。

- ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。
- ・ 相談支援や障害児支援、介護職員等によるたんの吸引等に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。
- ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。
- ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。

○ こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

処遇改善加算（仮称）及び処遇改善特別加算（仮称）の創設について

● 処遇改善加算（仮称）【新設】

- ・ 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）【新設】
総単位数にサービス別の加算率（次頁の表）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】 障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様（加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等）のほか、キャリアパス要件及び定量的要件）。

- ・ 処遇改善加算（Ⅱ）（仮称）【新設】
処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の90/100を加算。

【算定要件】 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たさない場合。

- ・ 処遇改善加算（Ⅲ）（仮称）【新設】
処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の80/100を加算。

【算定要件】 処遇改善加算（Ⅰ）（仮称）の算定要件のうちキャリアパス要件及び定量的要件のいずれをも満たさない場合。

● 処遇改善特別加算（仮称）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁の表）を乗じた単位数を加算。

【算定要件】 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

	如遇改善加算(仮称)	如遇改善特別加算(仮称)
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行看護	12.3%	4.1%
行動看護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
共同生活介護	3.0%	1.0%
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	1.4%	0.5%

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

	処遇改善加算 (仮称)	処遇改善特別加算 (仮称)
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行支援	12.3%	4.1%
行動支援	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
共同生活介護	3.0%	1.0%
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練 (機能訓練)	2.3%	0.8%
自立訓練 (生活訓練)	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	1.4%	0.5%

* 短期入所 (併設型・空床利用型) については、本施設に加算率を適用することとし、短期入所 (単独型) については、生活介護の加算率を適用する。
* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

地域区分の見直しについて

別紙3

地域区分の見直しの全体像

地域割り		5区分
上乗せ割合		特別区 特甲地 甲地 乙地 丙地 12% 10% 6% 3% 0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の調整手当支給地域
	官署が所在しない地域等	・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域 (首都圏・近畿圏内で、市に限る) (※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定) ・以前官署が存在した地域 (※上乗せ割合は、従前の区分と同様)
対象とする市町村の区域の時期		平成15年4月1日

地域割り							7区分
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他	18% 15% 12% 10% 6% 3% 0%
国家公務員の地域手当支給地域							
上記の							
・対象地域に囲まれている地域 ・対象となっている複数の地域に隣接している地域							
※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様							
対象とする市町村の区域の時期							平成24年4月1日

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる (下がる) 分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ (下げ)、平成27年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)

平成24年1月31日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

第2 各サービスの報酬改定の基本方向

2. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(評価体系)

○ 基本報酬については、介護保険制度の居宅介護支援費との均衡を考慮して設定されている現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて設定する。その際、現行の特定事業所加算の算定要件は市町村の委託要件等を除き指定要件に組み入れられることを踏まえ、特定事業所加算分を基本報酬に組み入れて、報酬単位を引き上げる。

○ 新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成については、介護保険制度の初回加算を参考として、基本報酬を上乗せする。

●計画相談支援の報酬体系【新設】

サービス利用支援	1, 600単位/月
継続サービス利用支援	1, 300単位/月
特別地域加算	+15/100
利用者負担上限額管理加算	150単位/月

●障害児相談支援の報酬体系【新設】

障害児支援利用援助	1, 600単位/月
継続障害児支援利用援助	1, 300単位/月
特別地域加算	+15/100
利用者負担上限額管理加算	150単位/月

(その他)

○ 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求めるときは、同一の者が作成を担当する場合には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、報酬上、所要の調整を行う。

●計画相談支援と介護保険の居宅介護支援等との調整【新設】

サービス利用支援

[居宅介護支援費(要介護1・2)が併算される場合]	900単位/月
[居宅介護支援費(要介護3~5)が併算される場合]	600単位/月
[介護予防支援費が併算される場合]	1, 488単位/月

継続サービス利用支援

[居宅介護支援費(要介護1・2)が併算される場合]	600単位/月
[居宅介護支援費(要介護3~5)が併算される場合]	300単位/月
[介護予防支援費が併算される場合]	1, 188単位/月

(2) 地域移行支援

(基本的考え方)

○ 地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する仕組みとする。

(毎月の包括的なサービスの評価)

○ 毎月定額で算定する報酬については、利用者への訪問による支援(訪問相談や同行支援)を週1回程度行うことを基本として、現行の補助事業において自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。算定要件については、対象者の状況により関係機関とのケア会議や連絡調整等、利用者への訪問による支援以外の業務負担が多くなる場合も想定されることから、利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行うこととする。

●地域移行支援サービス費(仮称)【新設】 2, 300単位/月

(特に支援が必要となる場合等の評価)

○ 特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算することとし、当該加算単位については、現行の補助事業で自治体が設定して

いる補助単価の例を参考に設定する。また、退院・退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単価を加算する。

●退院・退所月加算（仮称）【新設】 2, 700単位/月

●集中支援加算（仮称）【新設】 500単位/月

退院・退所月以外に月6日以上支援を行った場合に算定。

○ 相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。具体的には、一定の上限の下、支援日数に応じて算定する仕組みとし、報酬単位については、体験利用の場合は日中活動系サービスの報酬を、体験宿泊の場合は共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の体験宿泊の報酬を、それぞれ参考に設定する。

●障害福祉サービス事業の体験利用加算（仮称）【新設】 300単位/日
障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

* 利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算（仮称）【新設】（300単位/日）を算定することとする。

●体験宿泊加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 300単位/日

一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

●体験宿泊加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 700単位/日

夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合に、同加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を併せて開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。

* 体験宿泊日については、利用者が入所する障害者支援施設等の報酬として、入院・外泊時加算（Ⅰ）（P. 20参照）が算定できる。

（その他）

○ 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15/100

(3) 地域定着支援

（基本的考え方）

○ 地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

（常時の連絡体制の確保の評価）

○ 常時の連絡体制の確保の報酬については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】
[体制確保分] 300単位/月

（緊急時の支援の評価）

○ 緊急時の支援については、居宅への訪問や緊急時に相談支援事業所の宿直室等で滞在型の支援を行った場合に、支援日数に応じて報酬を算定することとし、報酬単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例や居宅介護の報酬を参考に設定する。

●地域定着支援サービス費（仮称）【新設】
[緊急時支援分] 700単位/日

* 1泊2日の支援を行った場合には2日分算定できる。

（その他）

○ 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

●特別地域加算【新設】 +15/100

4. 18歳以上の障害児施設入所者に係る報酬算定について

報酬算定の考え方について

- 18歳以上の障害児施設入所者について、引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、生活介護サービス費の経過的な生活介護サービス費及び施設入所支援サービス費の経過的施設入所支援サービス費を適用する。
- 経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を按分した単位数とする。
- 按分する割合は、通常的生活介護サービス費及び施設入所支援サービス費の報酬単位を合算した際的生活介護又は施設入所支援の割合及び生活介護の決定支給量が原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)であることを踏まえ、生活介護については、 $94/100$ 、施設入所支援については、 $32/100$ とする。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 地域区分は、障害児の地域区分が適用される。

システム対応

① 決定サービスコードの追加について

現在、障害児施設に入所している18歳以上の障害者が、特例により自立支援法の指定を受けた障害児施設を利用する場合の決定サービスコードは、下表のとおり。

コード名称	
基本決定コード	加算決定コード
224000:生活介護児童移行者対象者決定(知的障害児) 225000:生活介護児童移行者対象者決定(自閉症児) 226000:生活介護児童移行者対象者決定(盲児) 227000:生活介護児童移行者対象者決定(ろうあ児) 228000:生活介護児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	220917:生活介護児童移行者加算強度行動障害 220918:生活介護児童移行者加算重度重複 220919:生活介護児童移行者加算自活訓練 220920:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ)) 220921:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ)) 220922:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ)) 220923:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ)) 220924:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)
325000:施設入所支援児童移行者対象者決定(知的障害児) 326000:施設入所支援児童移行者対象者決定(自閉症児) 327000:施設入所支援児童移行者対象者決定(盲児) 328000:施設入所支援児童移行者対象者決定(ろうあ児) 329000:施設入所支援児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	320917:施設入所支援児童移行者加算強度行動障害 320918:施設入所支援児童移行者加算重度重複 320919:施設入所支援児童移行者加算自活訓練 320920:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ)) 320921:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ)) 320922:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ)) 320923:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ)) 320924:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)

49

② 地域区分の設定について

○障害福祉サービスに、障害児の既存の地域区分コード(下表)を追加する。

区分	コード名称	
地域区分コード	児童施設経過措置事業所	21:一級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設) 27:七級地(旧障害児施設) 24:四級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設)

○当該地域区分を適用するかを判定可能とするため、事業所情報の「みなし指定の有無」を生活介護、施設入所支援において設定可能とする。

また、「みなし指定の有無」が「有り」の場合、障害児入所支援の報酬を算定し、障害児の地域区分が適用される。

設定のイメージ

事業所異動連絡票情報(サービス情報)

異動年月日	異動区分コード	事業所番号	...	サービス種類コード	...	地域区分コード	...	みなし指定の有無	...
2012.04.01	1:新規	9911111111	...	22	...	21:一級地(旧障害児施設)	...	2:有り	...

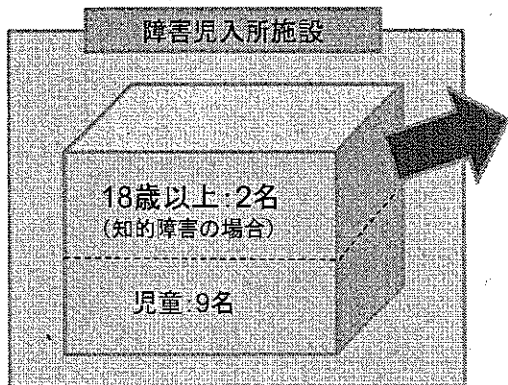
サービス種類が「22:生活介護」、「32:施設入所支援」で、みなし指定の有無が「2:有り」の場合に、地域区分コード「21~28」の設定が可能

③報酬の算定について

介護給付費等単位数サービスコード表に、経過的生活介護サービス及び経過の施設入所支援サービスの請求サービスコードを新たに設ける。

請求においては、経過的生活介護サービスと経過の施設入所支援サービスのそれぞれのコードを組み合わせて請求する。

18歳以上の入所者に係る請求例



○18歳以上の2名については、経過的生活介護及び経過の施設入所サービス費それぞれの「イ 知的障害の場合」で、定員区分「11人以上20人以下」の報酬を算定する。

サービスコード	サービス内容略称	単位数
224141	経過的生介児入5	504
324141	経過的施入児入5	172

※加算を算定する場合は、経過的生活介護及び経過の施設入所支援サービス費それぞれの加算コードを設定する。

④実績記録票について

実績記録票については、別途、紙等で市町村に提出する。

支払等システムの点検において、警告(PP15)が発生するが、市町村での審査をお願いしたい。